

特 定 販 売	1 特定販売実施の有無	有 無 どちらかを○で囲むこと。
	2 特定販売を行う際に使用する通信手段	
	3 特定販売を行う医薬品の区分	イ 要指導医薬品 (特定要指導医薬品を除く) ロ 第一類医薬品 ハ 指定第二類医薬品 ニ 第二類医薬品 ホ 第三類医薬品 ヘ 薬局製造販売医薬品
	4 特定販売を行う時間	
	5 特定販売のみを行う時間がある場合、その時間	
	6 特定販売の広告に表示する名称 (薬局・店舗の正式名称と異なる場合)	
	7 主たるホームページアドレス ※複数のホームページを開設している場合は、全ての主たるホームページアドレスを記載すること。	
	8 特定販売を監督するために必要な設備の概要	
備	考	

3 特定販売を行う医薬品の区分

ア 特定販売で取り扱う要指導医薬品 (特定要指導医薬品を除く。)、一般用医薬品及び薬局製造販売医薬品について記載してください。

7 主たるホームページの構成概要 (インターネット広告を行う場合) :

- イ 複数のホームページで広告をする場合、その全てを記載してください。
- ウ ホームページを閲覧するために必要なパスワード等がある場合は、当該パスワードを記載してください。
- エ ホームページを開設せず、アプリケーションソフト等を利用して特定販売を行う場合、ホームページアドレス部分には「別添のとおり」と記載し、当該ソフトの入手方法等に関する資料を提出してください。